

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 8 月 5 日 (火) 第3031号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 1
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 監 査 委 員 公 表**
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (2件) (監査委員事務局取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 4

## 告 示

### 鹿児島県告示第837号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 8 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
桜ヶ丘荘デイサービスセンター	阿久根市赤瀬川265番地	社会福祉法人桜仁会	阿久根市赤瀬川265番地	古郷 節子	平成26年6月30日	通所介護
介護付有料老人ホームサンライズ霧島	霧島市霧島田口577番1	株式会社メイブ	東京都文京区西片一丁目15番19-1306号	坂元 一久	平成26年8月31日	特定施設入居者生活介護

### 鹿児島県告示第838号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 8 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
桜ヶ丘荘デイサービスセンター	阿久根市赤瀬川265番地	社会福祉法人桜仁会	阿久根市赤瀬川265番地	古郷 節子	平成26年6月30日	介護予防通所介護
介護付有料老人ホームサンライズ霧島	霧島市霧島田口577番1	株式会社メイブ	東京都文京区西片一丁目15番19-1306号	坂元 一久	平成26年8月31日	介護予防特定施設入居者生

## 鹿児島県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笠野原土地改良区の役員  
の退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

監事 谷村 幸雄 鹿屋市新川町75番地 7

## 鹿児島県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農  
村振興総合整備霧島西部地区栗下換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧  
に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児  
島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 8 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年 8 月 6 日から同年 9 月 2 日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第10号

平成26年 3 月 20 日付け監査第130号の監査結果に基づき、平成26年 7 月 14 日付け財第31号で  
鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 8 月 5 日

鹿児島県監査委員 弓指博昭  
同 橋口和博  
同 岩崎昌弘  
同 青木 寛

## 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
地域振興局・支庁以外の出先機関		
商工労働水産部 大阪事務所	現金受領した書 籍の販売代金を金 庫に保管したまま、 県への収納処理が なされていない。	1 再発防止の対策 所属機関における事務処理に係るチェック 体制を整えるなどの改善等を講じた。 2 職員研修及び会計検査の充実 検討改善を求められた事項については、会 計事務研修会や会計検査を通じ、重点的に指 導することとした。
農政部農業開発 総合センター	報償費の支払が 遅延しているもの がある。	また、平成25年度からは所属長等に対する 会計研修を行い、再発防止の周知徹底を図つ た。

		<p>3 自主検査の強化推進 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。 また、平成26年2月に、所属長が自主検査を行いやすくするため、チェックポイントをまとめたマニュアルを作成し、全所属に周知を図った。</p>
商工労働水産部 始良高等技術専門校	交通事故により、 公用車に損害が発生している。	<p>1 安全運転管理者等研修の実施 各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図った。</p> <p>2 交通法令講習会等への参加の徹底 公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めた。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知徹底 主管課長会議などあらゆる機会を通じ、交通事故防止の周知徹底に努めた。</p> <p>4 文書による職員への交通事故防止の周知徹底 「交通法令の遵守及び交通事故等の防止について」（平成26年4月4日付け総務部長通知）及び「公用車等による交通事故等の防止について」（平成26年5月7日付け管財課長通知）</p>
農政部農業開発 総合センター	公用車の物品事故により、 損害が発生している。	
	交通事故により、 相手方車両に損害が発生している。	
農政部始良家畜 保健衛生所	交通事故により、 公用車に損害が発生している。	
地域振興局・支庁		
大隅地域振興局 建設部河川港湾 課志布志市駐在	港湾使用料の収入未済額は前年度より増加（収入歩合は減少）し、多額となっている。	<p>1 未収債権の解消及び発生未然防止対策 電話及び文書による督促を実施したほか、港湾整備特別会計に係る債権管理マニュアルを一部改正し、督促状の発送時期等の基準を明確化するなどの債権管理の適正化を図った。</p>

監査委員公表第11号

平成26年3月20日付け監査第125号の監査結果に基づき、平成26年7月14日付け財第30号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年8月5日

鹿児島県監査委員 弓指博昭  
同 橋口和博  
同 岩崎昌弘  
同 青木 寛

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
環境林務部	鹿児島県椎茸農業協同組合	鹿児島県しいたけ等振興資金貸付金（原木等購入資金）の転貸融資において、貸付に係る委員会の協議事項、決定事項等	<p>1 県の指導、監督の強化 臨時役員会において改善策についての助言、指導を行ったほか、貸付委員会の議事録については定期的に確認し、適時指導すること</p>

		<p>の記録がない。 (鹿児島県しいたけ等 振興資金貸付金)</p>	<p>とした。 2 当該団体の講じた改善措置 事業執行に当たっては、貸付規 約を遵守して貸付委員会を開催す るとともに、委員会での協議事項、 決定事項等の記録を徹底し、組合 長が必ず議事録の内容を確認する こととした。</p>
土木部	鹿児島県住宅 供給公社	<p>1 経営健全化計画にお いて、債務超過の解消 が計画目標とされてい るが、債務超過額が更 に増大している。 2 賃貸管理事業及び長 期割賦事業において、 多額の収入未済がある。 (鹿児島県住宅供給公 社出資金) (鹿児島県住宅供給公 社経営健全化資金貸 付金) (分譲住宅頭金補足事 業資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公 社に対する金融機関 融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促 進等を支援し経営の健全化を図る ため、引き続き指導を徹底してい くとともに、悪質滞納者への法的 措置など、滞納対策の強化に関す る助言・指導を徹底していくこと とした。 2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完 成見学会の開催をはじめ、マイホ ームセミナー、各種キャンペー ンの実施等による積極的な宅地の販 売や、フリーレント制度等を活用 した入居促進に取り組むとともに 人件費等の固定経費の削減を行っ てきたところであるが、今後とも 分譲資産の早期売却や賃貸施設の 空室解消を図るなど、収支改善に 向けた取り組みを進め、一層の経 営改善に努めることとした。 また、収入未済の解消について は、電話督促、文書による催告や 夜間訪問などの取り組みに加え、 長期滞納者に対する明渡訴訟の実 行など、未収金の早期回収と滞納 の長期化防止を図り、適切な債権 管理に努めることとした。</p>

**公安委員会告示**

**鹿児島県公安委員会告示第83号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 8 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAファインプレーV	マルホン工業株式会社	4P0526
ぱちんこ遊技機	CRAファインプレー	マルホン工業株式会社	4P0610
ぱちんこ遊技機	CR MIDNIGHT LAS	マルホン工業株式会社	4P0618

	VEGAS L		
ぱちんこ遊技機	CRサムライスピリッツHR-T E	株式会社EXCITE	4P0578
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこAKB48バラの儀 式V9	京楽産業. 株式会社	4P0615
回胴式遊技機	ブラックラグーン2CC	株式会社スパイキー	4S0542